

2-3 女性の人権

取り組みの経過

昭和54(1979)年の国連において採択された「女子差別撤廃条約」では、女性の人権について固定的な性別役割分担の是正や男女がともに育児に責任を負うことなどを求めています。

我が国では、この条約の批准に向けて昭和60(1985)年には、「男女雇用機会均等法」が制定され、また、平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が施行、さらに同法に基づき平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。少子高齢化や国際化の進展などの社会情勢の変化やライフスタイル・価値観の多様化などに伴い、女性の社会進出が進み、平成27(2015)年には、女性が職場生活で個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備することを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、また同年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野において女性が活躍できる環境の整備が進められています。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性的な暴力、売買春、ストーカー行為などの被害者は女性に多く重大な人権侵害が問題となっています。配偶者等からの暴力の増加やストーカー事件の続発などを受け、平成12(2000)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が、平成13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が施行され、その後、改正が行われるなど取り組みの強化が進められています。

本市では、平成8(1996)年に「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」を策定し、女性政策を総合的に推進してきました。平成26(2014)年には、男女共同参画を推進するための基本的な指針となる「羽曳野市男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例では、男女共同参画の推進に関する基本理念をはじめ、市・市民・事業者及び教育関係者の責務のほか、性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止事項や男女共同参画の推進に関する基本的な施策を定め、男女共同参画推進のための施策の充実を図っています。その後、平成29(2017)年には、「女性活躍推進計画」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止計画）」を包含した「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

【国の主な動き】

| | |
|-------------|--|
| 昭和32(1957)年 | 「売春防止法」施行 |
| 昭和47(1972)年 | 「勤労婦人福祉法」施行 |
| 昭和52(1977)年 | 「国内行動計画」策定 |
| 昭和60(1985)年 | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」批准 |
| 昭和61(1986)年 | 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」（勤労婦人福祉法を改正）施行 |

| | |
|-------------|---|
| 平成4(1992)年 | 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」施行 |
| 平成11(1999)年 | 「男女共同参画社会基本法」施行 |
| 平成12(2000)年 | 「男女共同参画社会基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行 |
| 平成13(2001)年 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」施行 「女性に対する暴力をなくす運動」について閣議決定 |
| 平成14(2002)年 | 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（育児・介護休業法）」施行（育児休業法を一部改正） |
| 平成19(2007)年 | 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」制定 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 |
| 平成21(2009)年 | 国連女子差別撤廃委員会からマイノリティ女性の実態把握と審議会などへの参画など多岐にわたる勧告を受ける。 |
| 平成25(2013)年 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」制定 |
| 平成26(2014)年 | 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）」施行 |
| 平成27(2015)年 | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行 |
| 平成30(2018)年 | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 |

現状と課題

男女間の格差の是正や固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会を確保することができるよう男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる環境づくりが必要です。また、マイノリティ女性の実態把握や審議会などへの参画が求められています。

施策の方向性

① 男女共同参画の推進

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| 1 | 広報や市ウェブサイトを活用した啓発活動を継続的に展開し、男女共同参画社会についての理解を深める取り組みを進めます。 | 人権推進課 |
| 2 | 男女共同参画の考えに基づいた講座・セミナー・フォーラムを開催し、広く市民に男女共同参画の啓発を行います。 | 人権推進課 |

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 3 | 「羽曳野市男女共同参画推進プラン」の進捗状況の確認・評価を行い、男女共同参画社会の実現をめざします。 | 人権推進課 |
| 4 | 羽曳野市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念をもとに、男女共同参画の推進を図ります。 | 人権推進課 |

② 市の政策・施策決定の場への参画

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| 1 | 女性が市の政策・方針決定の場へ参画し、女性の意見や考えを反映させていくことができるよう、引き続き審議会などの女性委員比率の向上をめざし、女性委員登用を進めます。その際、女性の意見が反映されるよう努めます。 また、審議会などへのマイノリティ女性の参画を進めます。 | 人権推進課 |
| 2 | 女性職員が家庭と仕事を両立しながら職務経験を積み重ねられるよう、職場環境の整備や職員への意識啓発に取り組むとともに、多様なポストへの積極的配置を進めます。 | 人事課 |

③ 女性の労働環境の整備

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 1 | 企業や事業所に対して、育児・介護休業制度など仕事と家庭の両立を支援する制度の普及・啓発を図ります。 | 産業振興課 |
| 2 | 女性が働きやすい環境の整備を図るため、適正な労働条件の確保などの啓発に努めます。 | 産業振興課 |
| 3 | 職場全体で仕事と子育てが両立できる環境づくりを積極的に推進することで、安心して子育てできるよう、また、女性の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することで、すべての職員が能力を十分に発揮し活躍できるよう、働きがいのある職場環境を整備し、組織全体の活性化に取り組めます。 | 人事課 |

④ 女性の人権擁護（相談業務・支援体制の充実）

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| 1 | 人権擁護委員をはじめ、保健・福祉・医療、警察関係機関との連携を図り、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力の被害にあった女性に対する救済・支援体制の整備に努めます。 | 人権推進課 |
| 2 | 女性の人権相談に対して、相談者の声を電話や面接にて丁寧に聞き、悩みを受け止め、問題解決のための支援を行います。 | 人権推進課 |
| 3 | 経済的な理由や育児の悩みなどで、母子生活支援施設などへの入所の必要性があると判断した場合、施設を探すとともに入所に至るまでの対応や母子の自立に向けた相談や援助を進めます。 | 家庭支援課 |

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 4 | ドメスティック・バイオレンスなどの相談を受け、一時避難などの必要性があると判断した場合は、関係機関と連携し、シェルター（一時避難施設）への入所に至るまでの対応や援助を進めます。 | 人権推進課 |
| 5 | 企業や事業所に対して、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止を図るよう働きかけます。 | 産業振興課 |
| 6 | ハラスメント防止研修の実施を通して、正しい知識・理解を得ることができるよう取り組みを進めるとともに、職員が働きやすい環境づくりに向けた人権教育を促進します。 | 人事課 |

⑤ 女性団体・関係機関などのネットワーク化及び活動支援

| No. | 施策の内容・方向性 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 1 | 女性のエンパワーメントを支援し、地域活動に貢献できる女性リーダーの育成を図ります。 | 人権推進課 |
| 2 | 女性団体や関係機関に関する情報提供を行い、女性団体の活動が活性化するよう支援します。 | 人権推進課 |